

令和元年度第4回浜松市中央卸売市場の今後のあり方研究会議事録

日 時：令和元年12月24日（木）

11：09～11：35

会 場：管理棟3階 中会議室

出席者：別紙のとおり

1 開 会

市場協力会会長 浜松青果(株)代表取締役社長 松井英司氏

2 あいさつ

農林水産担当部長

- ・11月市議会定例会において12月19日に議決され、来年6月21日の施行を迎える。委員の皆様のご協力によるものと感謝申し上げます。
- ・この後は、規則及び要綱を整理し、皆様に報告する。
- ・市場の一番の懸案事項は、市場再整備であり、今後、基本構想の作成にあたり皆様の意見をいただき取り組んでいくので協力をお願いします。

3 協議事項

(1) 浜松市中央卸売市場業務条例について（令和元年12月19日公布）

【説明】高柳業務G長

- ・改正中央卸売市場業務条例について説明。

条例第3条（取扱品目）

- ・取扱品目の部類性の廃止とともに、現行の取扱品目から変更のないこと。

第6条ほか（卸売の業務の許可、名称の変更等、許可の取り消し）

- ・国の許可から市長に改正され新規規定として追加されたこと。

第18条（せり人の登録）

- ・せり人の試験、更新は廃止。引き続き登録申請が必要なこと。
- ・資格要件である卸売業者が推薦する1年以上卸売の業務に従事した者、試験に代わる研修会の規定は、要綱に規定する。
- ・せり人の登録証（携帯）及びせり人章の交付は規則で規定し、市が交付する。

第22条（仲卸しの業務の許可）

- ・許可に係る条例規定は現行条例のとおり。
- ・申請内容、添付書類等を規則に規定するとともに、資格要件、申請書類、仲卸補助者の届出等、有効期間（5年以内）、仲卸業者章、仲卸補助章の発行及び紛失、再発行届な

どの詳細は要綱に規定する。

第 32 条（売買参加者の承認）

- ・承認は条例規定。
- ・資格要件、申請書類、売買参加補助者の届出等、有効期間（5 年以内）、名称変更等、辞退届出、売買参加者章、売買参加補助章の発行及び紛失、再発行届などの詳細は要綱規定。

第 33 条（買出人の承認）

- ・承認は条例規定。
- ・資格要件、申請書類、買出補助者の届出等、有効期間（5 年以内）、名称変更等、辞退届、買出人章、買出補助章の発行及び紛失、再発行届など詳細は要綱規定。

第 35 条（関連事業者の許可）

- ・許可は条例規定。
- ・申請内容、添付書類等は、規則に規定。
- ・資格要件、申請書類、の届出等、有効期間（5 年以内）などの詳細は要綱に規定。

第 43 条（売買取引の方法）

- ・せり売又は入札の方法又は相対取引を規定し、別表規定は廃止。

第 46 条（第三者販売）、第 47 条（商物一致）、第 48 条（自社買い受け）

- ・この 3 つの規制は廃止。報告義務を新たに条例、規則、要綱に規定。

第 54 条（卸売業者による売買取引の条件の公表）

- ・卸売市場法の改正によりインターネットの利用その他の適切な方法で公表が新たに条例、規則に規定。

第 55 条（売買取引の結果等の報告）

- ・従来 of 報告に、売買取引に係る金銭の收受（各種奨励金、委託手数料など）について月単位で公表が新たに条例、規則、要綱に規定。

第 58 条（支払期日、方法等決済の方法）

- ・決済の方法が開設者、卸売業者（取引条件の公表）に公表が条例、規則、要綱に規定されること。

第 69 条（指導及び助言）、第 71 条（改善措置命令）、第 72 条（監督処分）

- ・卸売業者直接の立入検査は、開設者である市が主導。卸売市場における公正な取引の確保のため、市の行う指導、監督、検査を実施していく。

第 73 条（市場開設運営協議会）

- ・協議会は 10 人以内をもって組織し、学識経験者を有するとともに、市長が委嘱する。
- ・令和 2 年 6 月 21 日条例等施行後は、新条例の付則により現在の委員長、委員が継承する規定としている。

第 78 条（自動車の登録の義務）

- ・市場内で自動車を使用するものは、市長の登録が必要である。

- ・市場への入場は、市の許可、承認などを受けた者でなければならない。

その他

- ・市場使用料においては、10月1日消費税改正に伴う改正以降の変更はない。
- ・卸売業者、仲卸業者（直荷引きにかかる販売金額）の市場使用料売上高割は現行どおり条例、規則、要綱で規定。
- ・附則において、条例第44条の卸売業者の兼業業務、第51条第1項の仲卸業者の兼業業務は、令和2年6月21日以降は、現行条例を引き継がないため再度申請承認が必要であること。

以上、条例、規則及び要綱について一括説明

【質問】

- (卸理事) : 別表の卸売業者、仲卸業者の市場使用料（売上高割）は1,000分の3なのか。
- (市) : 条例においては、1,000分の3ですが、規則において1,000分の2.5規定しますので変更はありません。
- その他、仲卸、商業協同組合（売買参加者、買出人）関連事業者の質疑なし。

【報告】

- (市) : 今後のスケジュールとして、3月の年度末までには、中央卸売市場の認定を受けたいと考える。その他として、初せり式への参加依頼と青果部卸売場中通路付近、初せり式式場周辺の荷物の移動を依頼。

以上

第4回あり方研究会出席者

No	委員区分	役職名	氏名
1	水産卸会社	(株)浜松魚市代表取締役社長	宮地 一郎
2	水産卸会社	浜松魚類(株)代表取締役社長	川村 雅美
3	青果卸会社	浜松青果(株)代表取締役社長	松井 英司
4	青果卸会社	(株)浜中代表取締役社長	山下 茂春
5	水産仲卸組合	水産仲卸組合理事長	櫻井 秀己
6	青果仲卸組合	青果仲卸組合理事長	伊藤 嗣男
7	青果物商業協同組合	青果物商業協同組合理事長	山本 寿範
8	果物商業協同組合	果物商業協同組合事務長	松本 光由
9	水産物商業協同組合	水産物商業協同組合理事長	春日 大史
10	関連事業協同組合	関連事業協同組合理事長	山田 晴久
11	市場協力会	市場協力会事務長	小粥 康弘
12	開設者	産業部農林水産担当部長	山下 文彦
13	管理事務所	産業部中央卸売市場	名倉 勝
14	管理事務所	産業部中央卸売市場	池谷 謙司
15	管理事務所	産業部中央卸売市場	高柳 光男
16	管理事務所	産業部中央卸売市場	古橋 育三
17	管理事務所	産業部中央卸売市場	三浦 宏之
18	管理事務所	産業部中央卸売市場	浅井 祐城